

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成31年1月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(田) 久高久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第1号

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則の一部を改正する
規則

長崎県後期高齢者医療はり、きゅう施術費の助成に関する規則（平成20年長崎県後
期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「3年間」を「5年間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第4項の規定は、平成31年1月以後の施術について適用し、平成
30年12月までの施術については、なお従前の例による。